

大原自治振興会規約

(名称)

第1条 この会の名称は、大原自治振興会（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、甲賀市甲賀大原地域市民センターに置く。

(目的)

第3条 本会は、大原学区（以下「学区」という。）の住民みずからが学区の将来像を考え、その実現に向けて行動することによって住みよいまちづくりと住人自治の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学区の未来づくりのための計画策定及び見直しに関すること。
- (2) 人権の尊重、福祉の推進及び健康増進事業に関すること。
- (3) 青少年の健全育成に関すること。
- (4) 安全安心の住みよいまちづくりに関すること。
- (5) 環境の保全に関すること。
- (6) 学区基本方針の具現化に関すること。
- (7) 広報に関すること。
- (8) その他、目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第5条 本会の会員は、学区住民及び本会の目的に賛同する各種団体とする。

2 本会は、年齢、性別や社会的地位等の差別を排除し、会員誰もが平等に参加できるものとする。

3 本会は、会員に参加を促し、合議制による民主的な組織運営を行うものとする。

4 会員は、本会の実施する事業に積極的に参加するものとする。

(役員)

第6条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 区長 10名
- (4) 専門部会長 3名
- (5) プロジェクトリーダー
- (6) 監事 2名

(7) 会計責任者 1名

(8) 事務局長 1名

(9) 相談役 1名

(役員を選出)

第7条 役員を選出は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 区長は、当該年度の学区内自治区区長をもって充てる。

(2) 専門部会長は、専門部会から選出された者をもって充てる。

(3) 会長、副会長及び監事は、区長、専門部会長及びプロジェクトリーダーが会員の中から選出し、総会で承認を受ける。

(4) 会計責任者、事務局長は、会長が会員の中から委嘱し、総会で報告する。

(5) 相談役は、前会長をもって充てる。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(3) 区長、専門部会長及びプロジェクトリーダーは、本会、専門部会及びプロジェクトの事業を統括する。また、まちづくり計画の精査及び課題の検討、素案の作成を行う。

(4) 監事は、会計、資産の状況及び事業の執行状況を監査し、総会に報告する。

(5) 会計責任者は、本会の会計の事務処理にあたる。

(6) 事務局長は、本会の事務運営及び事務処理にあたる。

(7) 相談役は、必要に応じ助言を行う。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、区長・専門部会長・プロジェクトリーダーを除き2年とし、再任は妨げない。

2 役員の中で欠員が生じたときは、補欠役員を補充を行うことができる。ただし、任期は、前任者の残任期間とする。

(選出代議員制)

第10条 各自治区に代議員を置く。代議員は、各自治区において自治区会員より選出された者をもって構成する。

2 代議員の数は、人口が、300人未満は3名、300人以上500人未満は4名、500人以上は5名とする。

3 役員は、代議員になることができない。

4 代議員の仕事は、2年とし、再任は妨げない。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会、役員会、専門部会、プロジェクト会議及び運営委員会とする。

(総会)

第12条 総会は、選出代議員制をもって構成する最高の議決機関であって、この規約に定める事項のほか、この会の目的を達成するための必要な重要事項を決議する。

2 定期総会は、会長の招集により毎年1回以上開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は代議員の2分の1以上の要求があったときは、会長の招集により開催する。

4 総会は、代議員の2分の1以上の出席により成立し、その議事は出席者の過半数で決議する。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

5 総会には次の役員をおく。

(1) 議長 1名

(2) 書記 1名

(3) 議事録署名人 2名

6 議長は、出席代議員の中から会長が指名し、出席代議員の承認により選出する。書記及び議事録署名人は、議長が出席代議員の中から指名する。

7 議長は、総会の議事進行を行う。

8 書記は、総会の議事について、会議の運営状況、発言内容、議事の進行等を記載した議事録を作成し、議長及び議事録署名人2名の署名押印を得なければならない。なお、議事録は事務局が保管管理する。

9 総会は、次の事項を審議する。

(1) まちづくり計画の策定(案)や見直し(案)の承認

(2) 事業計画及び予算案の承認

(3) 事業報告及び決算に承認

(4) 規約の改正

(5) 総会で提案された事項

(役員会)

第13条 役員会は、会長、副会長、区長、専門部会長、プロジェクトリーダー、会計責任者及び事務局長をもって構成し、会長が招集し、次の事項を審議し、各専門部会及び各プロジェクトと共に事業を実行する。また、監事及び相談役は必要に応じ役員会に出席して意見を述べることができる。

(1) 本会運営の基本事項

(2) まちづくり計画の策定及び見直し

- (3) 総会に付議する事項
- (4) 緊急を要する重要事項
- (5) 予算の軽微な変更
- (6) その他の必要な事項

2 役員会の議長は、会長が行い、その議事録の作成は事務局長が行う。なお、議事録は、議長及び作成者が署名押印し、事務局が保管管理する。

(専門部会)

第14条 専門部会は、学区内の自治区及び各種団体から選出された委員をもって構成する。また、必要に応じて、追加の委員を会員より公募し、会長が任命する。

- 2 部会員の互選により部会長1名と副部会長1名を選出する。
- 3 専門部会は、部会長が招集し、事業の企画、調整、運営及び事業の執行を行う。
- 4 専門部会は、次のとおりとする。
 - (1) 地域教育部会
 - (2) 地域振興部会
 - (3) 地域環境部会

5 専門部会員の任期は2年とし、再任は妨げない。

(プロジェクトチーム)

第15条 まちづくり等に関する諸案件に即応するプロジェクトチームを必要に応じて、運営委員会の承認により、設置することができる。

- 2 チームメンバーは会員より公募し、会長が任命する。
- 3 チームには、リーダー1名とサブリーダー1名を、メンバーの互選により選出する。
- 4 チームメンバーの任期は、各プロジェクト終了までとする。

(運営委員会)

第16条 運営委員会は、総会で決定した基本方針に基づき、その具体的実施方法について、協議する。

- 2 運営委員会のメンバーは、会長、副会長、相談役、事務局長および会長推薦によるメンバーで構成し、18名以内とする。
- 3 運営委員会のメンバーの任期は、会長の任期に準ずるものとし、再任は妨げない。
- 4 運営委員会は、必要に応じて大原まちづくり会議を開催する。大原まちづくり会議は、会長、副会長、相談役、事務局長および関連の団体からの出席者により構成し、広く大原学区の課題の発掘と、解決方法の提案を目的とする。
- 5 本会は、大原まちづくり会議による課題解決の提案に基づき、各種団体と協働での事業を実施するものとする。

(会計)

第17条 本会の経費は、交付金、補助金、寄付金及びその他に収入をもってあてる。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(情報等の公開広報)

第19条 本会の会議等は、公開を原則とし、事業計画、事業報告及び予算決算等について会員に広く周知するものとする。

(その他)

第20条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が総会に諮り別に定める。

付 則

この規約は、平成23年6月25日より施行する。

付 則

この規約は、平成24年12月15日より施行する。

付 則

第1条 自治振興委員及び専門部会員の交互改選を行うため、平成27年度に限り別紙1のとおり、任期を1年とする。

この規約は、平成27年4月1日より施行する。

付 則

この規約は、平成27年6月7日より施行する。

(第15条 プロジェクトチームの追加)

付 則

第1条 大原自治振興会員の旅費に関する規程を別表2のとおり定める。

この規約は、平成28年5月21日より施行する。

付 則

この規約は、平成29年4月1日より施行する。

(自治振興委員の削除、代議員の人数の変更、旅費規程一部改訂)

付 則

第1条 大原自治振興会員の旅費に関する規程を別表2のとおり改める。

(5の役員、部会委員等への費用弁償の年額の項目を削除)

第2条 役員手当等支給基準を別表3のとおり定める。

この規約は、平成31年4月1日より施行する。

付 則

この規約は、令和2年4月1日より施行する。

(運営委員会の新設、広報委員会の廃止、専門部会・プロジェクトチームの設置
について一部改訂)

(別表2)

○大原自治振興会員の旅費に関する規程

1. この規程は、大原自治振興会員が自治振興会の公務遂行のための会議及び研修会等に出席するための旅費に関し必要な事項を定めるものとする。
2. 町外への会議及び研修会等に出席する場合、自家用自動車を使用するときは、1キロメートルにつき13円として計算する。
3. 公共交通機関等を利用する場合はその実費とする。
4. 尚、上記費用発生する場合は、事前に会長の承認を得るものとする。
5. この規定に定めるもののほか必要な事項は、会長の承認を得るものとする。

役員手当等支給基準

1. 手当

役職名	金額 (年額)
会長	30,000円
副会長	20,000円
事務局長	50,000円
会計責任者	30,000円
相談役	5,000円
監事	3,000円

2. 費用弁償

役職名	金額 (年額)
部会長 プロジェクトリーダー	5,000円
副部会長 プロジェクト副リーダー	4,000円
部会委員 プロジェクトメンバー	3,000円

3. 支給基準について

役職等を兼務している者は、何れか支給金額の多い役職等の金額を支給し、重複しての支給はしない。